

答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- ( 1 ) 平成19年 2 月 5 日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- ( 2 ) 本件公文書公開請求の内容  
平成 年 月から平成 年 月の間に、 校教頭及び 校校長及び  
校校長及び教頭たちが作成した教職員についての意見書で、島根県学校保健体育審議会私傷病審査分科会（ ）及び島根県教委専門復職審査会用に提出されたもの全部
- ( 3 ) この請求に対して、実施機関は同年 2 月19日付けで非公開決定を行った。  
公開しない理由  
平成 年 月から平成 年 月に教頭が作成した意見書は存在しない。  
平成 年 月から平成 年 月に校長が作成した意見書については、平成 年 月から平成13年 3 月までの提出分は、旧島根県情報公開条例（平成 6 年 3 月25日島根県条例第 1 号。以下「旧条例」という）第 9 条第 2 号に、平成13年 4 月以降提出分は条例第 7 条第 2 号に該当。個人に関する情報であって、個人が識別でき、特定の個人の権利を害するおそれがあるため。
- ( 4 ) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年 2 月23日に異議申立てを行った。
- ( 5 ) 実施機関は、条例第20条第 1 項の規定に従い、同年 3 月14日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- ( 1 ) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の非公開決定を取り消し、旧条例第 9 条により全部公開を求める。
- ( 2 ) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
- ア 実施機関の言う個人の識別などできないし、特定の個人の権利利益が害されることもない。
- イ 意見書は、職務の遂行にかかわる個人情報であるので、本人に公開してもらう権利がある。
- ウ 自己情報をコントロールする権利の保障に関わることで、情報の本人開示が保障されるべきであり、情報の原則公開が優先されるべきである。
- エ 校長及び教頭は医師ではないので、その意見書で記述する事柄、項目も医学的見地からのものではない。また、医学的判断も、近年カルテ開示も可の例のように、開示してもらう権利がある。

オ 氏名はふせれば個人の識別は不可だし、権利侵害もそのおそれもありえないので、全部公開を求める。実施機関は立証責任がある。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。請求の対象となった意見書については、個人の病歴や病状等医学的な判断を補足するために必要とすることから求めている資料であり、平成 年 月から平成13年3月までの期間は旧条例第9条第2号に該当し、平成13年4月以降については、条例第7条第2号に該当しており、個人が識別でき、特定の個人の権利を害するおそれがあるため非公開とした。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、 の私傷病により休職等をしている教職員が復職等をする場合に、その可否を審査する機関へ提出された学校長の意見書又は状況報告書である。

##### (3) 旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号該当性について

本件対象公文書には、氏名、住所、年齢、学校名、校長名などの他に、家庭の環境、日常生活（対人関係）、本人・家族の希望意見、同僚の意見、校長の意見など復職等の判定の参考となる情報が記載されている。これらの実質的な記載内容については、通常他人に知られたくない機微な情報であって、本人の人格に密接に関わる情報であると認められることから、特定の個人を識別することができる情報を除いた残りの部分についても、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、旧条例第9条第2号及び条例第7条第2号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

##### (4) 部分公開の適否について

旧条例第10条及び条例第8条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは当該部分を除いた部分を公開しなければならないとし、ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りでない、としている。

そこで、対象公文書について部分公開の適否を以下検討する。

本件対象公文書から非公開情報に該当する部分を除くと、表題、項目、枠などの様式部分しか残らず、これらの情報が客観的に有意な情報であるとは認められない。したがって、旧条例第10条及び条例第8条第1項ただし書きにより、部分公開をする必要はないものと認められる。

( 5 ) 個人情報保護制度に関する異議申立人の主張について

異議申立人が、3の(2)のイ及びウで主張する内容は、個人情報の本人開示に関するものであり、個人情報保護条例により判断されるべきものであると考える。

当審査会は、情報公開条例の解釈に基づき判断を行う機関であり、個人情報保護条例に関する適否については判断を行わない。

( 6 ) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

( 諮問第 8 4 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 1 9 年 3 月 1 4 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 1 9 年 3 月 2 6 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 1 9 年 4 月 3 日	異議申立人から意見書を受理
平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 1 年 1 月 2 2 日 ( 審査会第 2 回目 )	実施機関から意見陳述
平成 2 1 年 2 月 1 9 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 1 年 4 月 2 3 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 1 年 5 月 1 4 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 1 年 6 月 5 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	